

第5回適正な価格形成に関する協議会 議事要旨

令和6年8月2日

○全国農業協同組合中央会 馬場 専務理事

1点目は、需要に応じた生産と合理的な費用の考慮の両立についてだが、資料の18ページに、新たな仕組みとして需給や品質を基本としつつ、合理的な費用を「考慮」ということが挙げられている。生産サイドとしては、需要に応じた生産をするのが基本であることは変わりなく、その点については引き続きしっかりと取り組んでいきたい。他方、資料の20ページでは、コスト指標の変動に応じた関係者間での価格交渉等の促進が挙げられている。コストの増減、とりわけ上昇分を価格に反映させることは、現場での期待感が非常に大きい。需要に応じた生産と合理的な費用の考慮の両立をいかにして図っていくのかが議論の中でも重要だと思っている。

2点目は、コストを考慮した取引の実施についてだが、生産コストが上昇している中で、いかにしてコストを考慮した取引の実効性を担保していくのか。コストを考慮した取引の実効性を担保することが、価格形成の法制化の目的であると考えている。法制化が実効性のある制度になるのか、現場からは不安がある。民民での交渉を基本としつつ、不適切な取引があった場合において、国がどこまで関与するのか、協議していただきたい。

最後に対象品目の範囲についてだが、JAグループとしても、米や野菜など幅広い品目において生産や集出荷段階におけるコスト調査に協力している。今後、仕組みの対象品目を検討する際には、飲料牛乳、豆腐・納豆だけではなく、こうしたコスト調査に基づいた幅広い品目について検討をお願いしたい。併せて、調査の結果やコスト指標の公開にあたっては、産地が特定され不利益を被ることがないようにお願いしたい。

以上3点申し上げたが、新しい取組であり難しいこともあると思うが、よりよい制度としていくために議論を深めていきたいと思う。

○全国中央市場青果卸売協会 出田 専務理事

これまでの協議会において、生産者・製造業者の方から、品目によっては売り手側の立場が弱いという意見があったが、我々のような青果の中間流通業者の買い手側としては、売り手側・産地側のパワーが非常に強いと認識している。産地の集約によって産地側のパワーが強まり、普段から生産コスト上昇分の価格への反映について強い要請を受けている。他方、量販店等買受側からの強いバイイングパワーの下での相場が形成されている状況であり、これらの産地の要請価格と相場価格とのギャップを我々中間流通業者が被っている実態がある。このような力関係があることをまず認識いただきたい。

コスト指標についてだが、コスト指標は、買い手側の信頼を得るためにも生産者側

の言い値ではなく、客観性・第三者性が必要だと考えているが、本制度では客観性・第三者性をどのように担保するのか。

また、資料の 12 ページについて、関係団体がコストを把握するとあるが、当協会の場合、会員の規模が様々ある中で、調査対象をどのように決めるのか。いずれにしても、コスト指標を作成する団体の事務局や調査対象の会員に過剰な負担にならないように配慮していただきたい。

資料の 14 ページについて、集荷段階の取引価格は、卸売市場の販売価格から委託手数料を差し引いた額という整理をされているが、我々は会員平均の営業利益率が良い年で 0.4% 程度の経営状況の下で、業界産地、出荷者に対して委託販売額の 1.2% もの出荷奨励金を支払っている。コスト調査では、産地にとっていわばマイナスのコストとなっている出荷奨励金の扱いも明確にしていきたい。

最後に、前回も申し上げたが、量の概念が重要であり、需要に応じて供給量を調整するような仕組みがなければ、コストを考慮した価格形成は難しいのではないかと。また、この取組を青果の卸売市場の取引に適用する場合、産地側が制度に基づいたコスト指標を作成した上で要請するという事になれば、現在の希望価格以上の強い要請になると思われる。他方で、実際に形成される相場価格は、コスト指標を考慮するものの、最終的には需給で決まるため、コストが価格に反映される保証はなく、コストに基づく産地の要請価格と相場価格のギャップの負担を引き続き我々に求められるという強い懸念を持っており、そのようなことにはならないよう御検討いただきたい。

○中央酪農会議 菊池 専務理事（限部会長代理）

私の方からは 2 点申し上げる。まず確認したいこととして、取引価格の決定方法について説明があったが、これまでの協議会ではコスト指標の活用方法について、たたき台として示されてきたものの、協議会ではまだ意見の集約ができていない状況と認識している。他方、先般の基本法改正の説明会等、協議会とは別の場において、今日と同じような内容が言及されている報道がある。これは国としてこの方向で行くと固定したのか、それとも今後この協議会で引き続き検討していく予定であるのか、確認したい。

それから 2 点目は意見というより要望事項になるが、本協議会に対しては多大な期待を寄せている方々が多くいる。令和 7 年に法案提出ということだが、今後限られた時間の中でまだまだ協議すべき事項は多くあり、特に合理的な費用の考慮がキーポイントになると思う。このあり方によっては、現状で行われている乳価の交渉と大きく変わらないようにも思うので、実効性のある制度となるよう、一層協議会での議論を進めていきたいと思う。

○日本チェーンストア協会 牧野 専務理事

何点か申し上げる。最初に、資料の 18 ページにある取引の考え方は、御説明にもあった通り、当たり前なことだと思っている。昨今、あらゆる取引に対して、公正取

引委員会や中小企業庁が価格転嫁を言っている。そうした中、農林水産省がこれを制度化しようとしているのは独自の切り口があるからだろうと思っている。資料の 29 ページにある前回協議会での主な意見の 4 (1)、これは私から申し上げたことだが、議論の出発点は特定品目に関する供給の持続性であるからこそ、法制化に際しては、品目はむやみに広がらないように歯止めが必要であると、これについては改めて意見として申し上げる。今回の資料全般として、一般的な資料になっているため、改めて申し上げる。

2 点目は、資料 20 ページのコスト指標についてだが、コスト指標の作成目的として、『「コスト指標」の変動に応じて、関係者間での価格交渉等を促進。』とあるが、小売業者はコスト指標が動いたからと言って、消費者と交渉をできる訳ではないため、小売段階におけるコスト指標を制度の中でどう位置づけるのかは、説得力のある説明をいただきたい。

最後に、資料 10 ページについて、今まさにあらゆるコストが上昇局面であるからこそ、消費者の所で賃上げによる購買力の確保と書かれているが、この仕組みはコスト下落局面でも適用されるべきものであると考えているため、賃金が上がった時だけしかこの制度が使われないという理解でないことは共通認識にしていいただきたい。関連して資料 18 ページの考え方に「費用が変動した際、買い手に対し、その水準や要因等を説明」とあるが、費用が下落した際にも説明されることを担保していただきたい。

○食品産業センター 荒川 理事長

1 点目は、第 4 回協議会でも申し上げたが、改正食料・農業・農村基本法の中で、食品の価格全体が需給と品質を反映して形成されるという従来からの価格形成のみならず、昨今の情勢を踏まえて食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるべきだということが理念法たる基本法の中に書かれたということは、大変画期的なことだと思う。もちろん需給や品質を無視して価格形成をすることはありえないが、需給や品質だけではなく費用をどう取り込んでいくのかということが、まさに来年の法制化に向けて大きな議論になっている。そのために本会議があるということで、我々食品産業界としても、しっかり参加させていただきたいと思う。

2 点目は、食料の供給について、これは国の責務だということで、今回の食料・農業・農村基本法の改正の中でも、食料の安定供給をしっかりと位置づける「食料安全保障」という定義づけがなされ、また、食料供給困難事態対策法という新法が制定されて、しっかりと食料の安定供給を図ることとされた。そのため、農業者や食品メーカーがしっかりと期待に応えなければならないということだと思っている。したがって、我々メーカーサイドでも、食料システムという概念の当事者としてしっかり取り組んでいきたいと思っている。食品産業として、持続可能性確保のための投資や原材料の切替え、あるいは消費者の皆様にご理解いただくための付加価値の向上といったことについての努力をしっかりとやらせていただきたいと思っている。その際にお願いした

いこととして、「食品産業の持続的な発展に向けた検討会」での検討事項かもしれないが、資料 25 ページに書いてあるとおり、こうした取組をしっかりと後押ししていただけるような施策を考えていただきたいと思います。

最後に、適正な価格形成については、最終的には消費者の皆様にとどれだけ御理解いただけるのかということが大事だと思っている。法律的には、改正食料・農業・農村基本法の中で消費者の役割という条項が、非常にわかりやすく拡充されていると理解している。食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることが消費者の役割だと記されたことは、国民が物を選択するときに食料の持続的な安定供給に配慮しなければならないということだ。このような消費者の行動変容が実現するためには、先ほど来皆さまからもあったが、消費者の懐を温めるための大きな経済政策が必要である。政府として取り組んでいただくのは当然だが、食料供給システムの中でも、消費者の皆様がそのような物の選択に取り組みやすいように、例えば環境配慮型の農産物・食品にわかりやすい見える化のシステムを作るとか、あるいは、かつてあった住宅エコポイントや国産木材ポイント等で消費者を意識付けるような政策も必要ではないかと考えている。

○全国スーパーマーケット協会 島原 常務理事

スーパーマーケットは、御存知のとおり、節約志向を強める消費者と、製造・流通業者の方からの値上げ交渉の板挟みになっている。スーパーマーケットとしては、生産者の御意向も踏まえ、なおかつ消費者の御理解も得られる、「納得価格」で売場を展開していければと考えているところで、今回御提示いただいたコスト指標という新たな指標が出てくるということについては、我々小売側としても、ひとつの目安ができるということにおいて、評価できるものと捉えている。

ただ、先ほど牧野専務もおっしゃっていた通り、スーパーマーケットをはじめ小売業もコスト上昇という課題を抱えており、これらのコストを十分に転嫁できていない。このため、小売業者と消費者の間にも、コスト転嫁の課題があるということを御理解いただいて、資料 18 ページの図に「消費者」まで入れて作っていただければ、非常に分かりやすくなると思う。ぜひ、我々小売業者もコスト転嫁を推進しやすいような形での、全体図を作っていただきたい。

○日本加工食品卸協会 時岡 専務理事

加工食品業界は、生鮮食品を中心とした業界とは少し違うが、議論の本質的な点は同じかと考えている。加工食品業界については、ここ 2、3 年は値上げラッシュがあったが、これは主に海外の原材料高騰によるもの。今回値上げの対象になった商品は何万アイテムとあり、非常に大きな労力で対応した。全体を見ると、価格転嫁が実現をされてきたという点では良かったと思う。

私どもは中間にいる卸であることから、メーカーから上がってくるものについて中間でコストアップを吸収することはありえない。したがって、値上げに関しては、メ

メーカーと卸が一緒になって連携しながら小売の皆さんに説明をしてきた。その際は、まさに資料 20 ページのコスト指標の考え方で、いかに値上げの中身を御理解いただけるかということに注力してきた。先ほど全国スーパーマーケット協会島原常務理事から「納得価格」とあったが、大きなポイントだと思う。いかに納得していただけるかということなので、当然コストアップの中身をきちんと説明しないと納得していただけないし、消費者の皆さんへの説明も含めて、お互いがいかに納得するかということが一番大きなポイントになるのではないかな。そのため、この指標作りはかなり役立つと思う。

一方、メーカーの原材料の値上げだけでなく、卸のコストも相当上がっているのだから、この分についても説明をしている。卸サイドのコストの上昇について例を述べると、小売のセンターは卸が運営しているケースが比較的多くあり、当然ながら物流費があり、その中身は、荷役費・配送費・情報システム費といったようにある程度費用項目が決まっているので、どの項目がどう上がっているのかということを説明して、納得いただいている。したがって、私どもは全ての品目の価格の決定について、資料 18 ページの考え方でやっている。重複するが、最終的には、いかにお互いに納得できるかが重要であり、そのためにはお互い共有できる資料が必要だし、具体的な中身の説明が必要である。かつ消費者の皆さんに届くようなやり方が一番必要なのではないかな。

いずれにしても中間卸としては、作り手の思いも、小売業の皆様が消費者に対してご苦労されていることも知っているつもりであり、お互いの情報を共有し、フィードバックすることが我々の役目と考えている。こういったことが今回の値上げでは比較的すぐにできたと考えている。本質的には、今我々がやっていることと今回提示された考え方は同じ形だと思っているので、ぜひそういったことがスムーズにいくような制度設計をお願いしたい。

○日本農業法人協会 井村 副会長

まず、川上から川下までの利害関係者の皆様、消費者を代表する皆様が一堂に会して、建設的な意見交換をしていただいていること、それを法制化するという動きがあるということについて、生産者を代表して御礼申し上げる。加えて、食料を生産する担い手として、今後も食料の持続的な供給に向けて、しっかりと生産をしていきたいと思っているので、ぜひ合理的な価格形成ということが実現することを願っている。

最後をお願いとして、資料 10 ページに「賃上げによる購買力の確保」と書かれており、他の委員からも御指摘いただいているところではあるが、全体の家計の中で食料にどれくらいお金を使うのかということや、今回の食料・農業・農村基本法改正法第 14 条の消費者の役割という部分をぜひハイライトして、日本の農家が、消費者に対して持続的な食料を供給し続けるために、我々農家の優良性であったり、多面性であったり、いろいろな価値を見出していただけて買っていただくといったことも書いていただければと思う。国民に応援いただけるような国産の優良性を、食品加工メーカーや流通の皆様と一緒に磨いていくので、その応援をぜひよろしくお願いしたい。

○日本総菜協会 黒田 副会長（大隅常務理事代理）

中食関係は、食の外部化ということで、非常に米の消費量が増えている業界である。その中で、他の原料と比べて米の値上げに関しては、需給のバランスの問題だけでなく、足並みそろえて値上げをしてくる。そういった意味では、有無を言わず商品の価格にダイレクトに影響してくる内容である。

今回、コスト構造の実態調査において、（米の生産段階の調査は）生産費統計で対処と書いてあるが、もっと突っ込んで、労働の対価である部分が一体どのような計算をしているのかという部分も含めて、米のコストをもう少し掘り下げていただきたい。

また、中食で使われている多収量米の生産量が増えないか等、色々な意味でバランスを誰がどのようにコントロールしていくかということも、今後大切な課題になってくると考えるので、このあたりについても、農林水産省に切り込んでいただけると助かる。

○日本生活協同組合連合会 平野 政策企画室 室長（二村常務理事代理）

国際的な情勢不安などもあり、食料が簡単に手に入らない時代になったということは消費者も十分承知していると受け止めている。生産コストの転嫁は、受け入れられやすくなっていると感じている。私どもで行った今年の6、7月の消費者の意識調査の速報を見ると、原材料や人件費の高騰で多少の値上がりは仕方がないと答えた方は全体の87%、また、安いところで買うようになったという方は58%、外食を減らしたという方が38%という結果になっている。正式な数字は公表されるときに変わってくると思うが、このような結果が出ていることから、価格の上昇については、大分受け入れられるようなマインドになっているのかなと思っている。他方で、暮らしが少し苦しくなったと答えた方が57%、とても苦しくなったという方が24%で4人に1人となっており、物価の高騰にやりくりで対応している状態である。

今回の説明を聞いて気になった点を2つ、御質問も兼ねて触れたいと思う。

1点目は、価格の形成については、公正取引の立場からの推進ということが大事だと感じている。生産コストの転嫁による値上げを受け入れて、持続可能な商品の選択をする場合に、消費者はどこで買い物をしても大体妥当な価格で売っていると感じられることが前提として必要になるだろうと思う。不当な買いたたきや値引きがなく、フードバリューチェーンへの信頼が保たれている状態というのが、非常に重要だと思っている。農林水産省でもフェアプライスプロジェクトをやっているから、そういった取組がさらに効果を上げることが、必要かと思っている。

2点目は、今回仕組み化を検討するということになっているが、仕組みを法制化すると考えたときに、必要最小限でコンパクトな仕組みを作るという視点が大事だと思っている。市場の力ではどうしても適正な価格形成がうまく進まない品目については、対策を講じる必要があると思うが、今回コストの実態調査をしていくということだが、調査から実際の商談等で活用するまでにタイムラグが生じることが懸念される。調査

結果を実際に使う段階で市場が急激に変化している場合に、補正を行う等様々な手がかかるが、このようなところにコストをかけるのか、ということである。仕組みを作って運用するということは国民の負担であるし、それを民間が行うという部分はまさにコストであるので、法制化が必要な部分は何の範囲なのか、また法制化せずとも運用でどこまで使い勝手がよくできるのか、そういった視点で仕組みの検討を進めていただき、今後ご説明を伺えればと思っている。

○日本乳業協会 宮崎 専務理事

価格形成のあり方については、生乳の取引という面と飲用牛乳の取引の交渉実態を踏まえて、前任の沼田から様々な意見を申し上げてきた。乳業としての原材料やエネルギー費といったコスト変動などを適正に納入価格に反映することは経営上非常に重要なことであり、皆様に御理解いただきながら引き続き検討に協力していきたいと考えている。

こうした中で、現在、会員企業に対してコスト調査が行われている段階だが、会員企業から様々な御意見をいただいている。やりたくないという声もあるが、その中でも、企業によってコスト構造が大きく異なっており、コストの集計方法やルール等も異なっているため、各企業の意見をよく聞きながら調査を行っていただければと考えている。

コストの把握・見える化について、資料 12 ページに「コストの把握は、関係団体が実施」とあるが、以前から申し上げているとおり、乳業関係団体は現役の出向者を中心に構成されているため、各企業の秘密にかかわる情報は会員企業からなかなか提供をしていただけない状況。畜産局を含めて検討いただいているとは思いますが、データの保秘の取扱いが非常に難しいため、法制化にあたっては御配慮いただけるとありがたい。

また、同一品目の牛乳であっても、企業の規模や資本構成、産地、PB・NBの違いなどでコスト構造や価格帯が大きく異なっている。少ないサンプルを単純に平均化したコストをコスト指標と言えるのかについては疑問を感じる。例えば、本来の目的とは別に、これまでの企業努力によって高い価格で購入いただいている高付加価値商品への下げ圧力にコスト指標が使われることも懸念されるので、検討していただきたい。

また、資料 13 ページのコスト構造の実態調査の対象品目は多岐にわたっており、せりを基本とする品目も含まれている。今後仕組みの対象となりうる品目を整理する際は、対象とする定義を明確にさせていただくことが重要になってくるかと考える。

また、資料 18 ページについて、新たな仕組みで、「需給や品質を基本としつつ、合理的な費用を「考慮」とあるが、考慮とはどの程度のことを意味しているのか。また、「費用が変動した際、買い手に対し、その水準や要因等を説明」と記載があるが、およそどの程度の変動があった際に説明することを想定されているのか。また、この仕組みを活用した製品が売れずに、代替性のある製品に置換されることがないのかという心配もある。

乳業メーカー各社もこの指標の調査結果とその有効活用に高い関心を持っている。まずは調査の結果を踏まえて、農林水産省と今後意見交換をしていきたい。

最後をお願いとなるが、今回御説明いただいた、合理的な費用を考慮した価格形成について、他の構成員の方からも何度か法的な側面に関する質問があったと記憶している。当会員企業からも指摘をいただいております、弊社としても丁寧に説明していきたいと考えているため、どのように説明するのが良いのか、関連法令との関連や調整状況を含めて、今後も随時ご教示いただきたい。

○全国農業協同組合連合会 由井 常務理事（齊藤代表理事専務代理）

1点目は、資料 10 ページにあるように、農産物や生乳・乳製品の流通は非常に多段階であり、協議会のメンバーの方も多岐にわたっている。その中で、費用を考慮した適正な取引について、どのように担保していくのが最大の課題であると考えており、国の積極的な関与が欠かせないと思う。

2点目は、最終的に各団体で適正な取引が行われるためには、消費者の理解醸成が欠かせないと思う。我々生産者団体としても、国産農畜産物・生乳・乳製品に対する理解醸成に積極的に取り組んでいるところではあるが、国を挙げてこれに取り組んでほしいと思う。

○主婦連合会 田辺 副会長

食料・農業・農村基本法の一部を改正した法律の第 14 条には「消費者の役割」が規定されており、SDGs の 12 には「つくる責任、つかう責任」もある。食べるということは、日々食品を選択するということであり、化学農薬・肥料の使用を抑えた農産物や、動物福祉を重視した畜産物、人権に配慮した商品、あるいは、適正な価格の製品を選ぶことで、持続可能な食料システムを構築できるのではと思う。ただし、物価上昇を上回る賃上げなくして、消費行動には結び付かない。賃金と物価の好循環が実現されるよう期待したい。